

法令および定款に基づくインターネット開示事項

第59期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

業務の適正を確保するための体制等の概要

連結注記表

個別注記表

株式会社 ナガホリ

第59期定時株主総会招集ご通知に際して、上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（www.nagahori.co.jp）に掲載することにより株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変化する社会・経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上のもっとも重要な課題の一つとして位置付けております。その実現のために、株主の皆様やお客様をはじめ、取引先、地域社会、従業員等のステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人など、法律上の機能制度を一層強化・改善し的確な経営の意思決定、それに基づく迅速な業務執行、ならびに適正な監督・監視を可能とする経営体制を構築するとともに、個々人のコンプライアンス意識を高めるための研修・教育を徹底し、総合的にコーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

そのため、以下の内部統制にかかる管理体制の確立を図ります。

(1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役・従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、定期的に状況報告を受けます。
 - ② 監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運営状況を含め、取締役の職務執行を監査します。
 - ③ 内部統制を統括する部門の配置により、内部統制システムの計画・整備を行うとともに、内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、問題点の把握を行いその対策を具体化します。
 - ④ 当会社の事業に適用される法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、役員および従業員のコンプライアンス意識の維持・向上を図り、法的要求事項を遵守する基盤を整備します。
 - ⑤ 通報者の保護を徹底した通報・相談システムを充実します。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
 - ② 取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常務会を開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
 - ③ 社長以下取締役をメンバーとする経営戦略会議を設け、絞り込んだテーマについて、議論を行います。
 - ④ 取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保します。
 - ⑤ 業務の簡素化、組織のスリム化およびITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進します。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
 - ① 文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存します。
 - ② 取締役および監査役が、常時これらの文書等を閲覧できる体制を整備します。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 事業目的と関連した経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備し、平時における事前予防体制を整備します。
 - ② 経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の対応を迅速に行なうとともに、再発防止策を講じます。

5. 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
 - ① 取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する監査役スタッフとして適切な人材を配置します。
 - ② その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

6. 取締役および従業員、子会社取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ① 監査役の職務の効率的な遂行のため、取締役および従業員は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査役に報告します。
 - ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告します。
 - ③ 監査役への報告は、誠実にもれなく行なうことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行ないます。
 - ④ 子会社の取締役、監査役、従業員は当社取締役および従業員と同様の報告を行う体制を構築します。
 - ⑤ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないよう周知のうえ報告者の保護を徹底した通報・相談システムを充実します。
7. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保する体制
 - ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもちます。
 - ② 取締役は、監査役の職務の適切な遂行のため、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行なえるよう協力します。
 - ③ 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備します。
 - ④ 取締役は、監査役の子会社を含む執務執行について生じる適正な費用につき、職務執行に支障がでない体制を確保します。
8. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ① 子会社および関連会社（以下、「関係会社」という）との緊密な連携のもとに業務の適正維持・向上に努めます。
 - ② 関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件について事前の協議を行います。
9. 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社および当社グループは、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることのないよう毅然とした対応、姿勢をとります。その整備として、当社および当社グループは、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や当社顧問弁護士と緊急に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築します。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社および当社グループは、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、財務報告にかかる内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、その適合性を確保します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

「コンプライアンス規程」などその他の社内規程は常に社内で閲覧可能な状態にあり、法令等遵守した適正な業務活動を行うよう、新入社員研修やその他の重要会議等機会があるごとに教育指導を実施いたしました。

②職務執行の適正および効率性の確保に対する取組みの状況

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を12回、常務会を12回開催し、取締役会規程、常務会規程に定められた重要項目について確認・決定いたしました。さらに、取締役・執行役員・部長・関係会社代表者をもって組織されるグループ連絡会を24回開催し、当社の各部門、および子会社の経営状況を適切に把握すると同時に、詳細な業績分析と報告、業務執行の具体的な内容・対応策について審議を行っております。

子会社の重要事項の決定については、「関係会社管理規程」に従い、当社が事前承認を行い業務の適正を確保しております。

監査役は、監査役会を12回開催するとともに、取締役会、グループ連絡会その他の重要な会議に参加し、取締役の職務執行状況について監査を行いました。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結の範囲に含めております。

連結子会社の数および名称 5社
ソマ株式会社
ナガホリリテール株式会社
長堀（香港）有限公司
エスジェイジュエリー株式会社
株式会社仲庭時計店

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

長堀（香港）有限公司は決算日が12月31日であり連結決算日と一致しておりませんが、3ヶ月以内の差異のため当該連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

- ・ ダイヤモンド、真珠、貴石およびファッションジュエリー関連商品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ ファッションジュエリー商品の一部（主としてネックレス）、地金商品、製品、材料および仕掛品 移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 補助材料および貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
(リース資産を除く) 定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 5～50年
機械装置及び運搬具 3～17年
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生した連結会計年度に一括費用処理する方法によっております。
- ③ 一部における簡便法の適用
連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…金利スワップ
- ・ヘッジ対象…借入金の利息

③ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(7) のれんの償却方法および償却期間

5年間の定額法により償却を行っております。

(8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	83,553千円
土地	685,562千円
計	<u>769,116千円</u>

担保に係る債務

短期借入金	3,320,000千円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	1,025,000千円
計	<u>4,345,000千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

4,069,575千円

3. 土地再評価

土地再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日 公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の決算日における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っておりません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 16,773千株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和元年6月26日 定時株主総会	普通株式	153,355	10	平成31年3月31日	令和元年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月26日 定時株主総会	普通株式	76,677	利益剰余金	5	令和2年3月31日	令和2年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの長・短借入金により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとの期日管理および残高管理を行い、また、随時信用状況を把握する等によりリスク低減を図っております。

買掛金のうち、一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して、支払利息の固定化を図っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲においてヘッジ目的で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和2年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	2,232,942	2,232,942	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,710,482	2,710,482	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	393,209	393,209	—
(4) 長期貸付金*	20,385		
貸倒引当金*	△20,091		
	293	293	—
資産 計	5,336,927	5,336,927	—
(1) 支払手形及び買掛金	976,440	976,440	—
(2) 短期借入金	7,998,000	7,998,000	—
(3) 長期借入金（1年内返済予定分を含む）	1,159,392	1,168,336	8,944
負債 計	10,133,832	10,142,777	8,944
デリバティブ取引	—	—	—

*長期貸付金は対応する個別に計上の貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

〔資産〕

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

- (4) 長期貸付金

貸倒懸念債権につきましては貸付先の財務内容評価に基づく回収見込額等により時価を算定しており、正常な長期貸付金については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

[負債]

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金につきましては、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

[デリバティブ取引]

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額262,294千円）は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル（土地を含む。）を所有しております。

2. 時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1,500,239	1,384,678

(注) 時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

3. 賃貸等不動産に関する損益

(単位：千円)

賃貸収益	賃貸費用	差 額
72,667	46,366	26,300

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

801円70銭

1株当たり当期純損失

△6円82銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

・ダイヤモンド、真珠、貴石およびファッションジュエリー関連商品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・ファッションジュエリー商品の一部（主としてネックレス）、地金商品、製品、材料および仕掛品

移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

・補助材料および貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

機械装置及び運搬具 3～9年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|---------------|---|
| (2) 賞与引当金 | 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。 |
| (3) 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度の末日における退職給付債務に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異については、発生した事業年度に一括費用処理する方法によっております。 |
| (4) 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |

4. 重要なヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段…金利スワップ
- ・ヘッジ対象…借入金の利息

(3)ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。

(4)ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物	83,553千円
土地	685,562千円
計	<u>769,116千円</u>

担保に係る債務

短期借入金	3,320,000千円
長期借入金（1年内返済予定分を含む）	1,025,000千円
計	<u>4,345,000千円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,293,924千円

3. 保証債務

下記会社の銀行借入等に対する債務保証

ソマ株式会社	275,692千円
エスジェイジュエリー株式会社	3,393,151千円
計	<u>3,668,843千円</u>

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	166,387千円
長期金銭債権	321,000千円
短期金銭債務	9,190千円

5. 土地再評価

土地再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価および同条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って算出
- ・再評価を行った年月日 平成14年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の決算日における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っておりません。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	634,443千円
仕入高	1,330,921千円
販売費及び一般管理費	9,409千円
営業取引以外の取引高	73,268千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	1,437千株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	74,700千円
役員退職慰労引当金	34,518千円
ゴルフ会員権	24,251千円
賞与引当金等	12,204千円
退職給付引当金	149,720千円
減損損失	77,896千円
繰越欠損金	233,172千円
関係会社株式	273,349千円
その他有価証券評価差額金	18,046千円
その他	53,621千円
繰延税金資産小計	951,481千円
評価性引当額	△949,827千円
繰延税金資産合計	1,653千円
繰延税金負債	
建物除去費用	△1,653千円
繰延税金負債合計	△1,653千円
繰延税金資産の純額	一千元

関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (被所有) (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ソマ株式会社	所有 直接 100.0	宝飾品等の仕入 債務保証 役員兼任	商品等の購入 (注1)(注2) 債務保証(注3)	1,251,141 275,692	買掛金 —	1,070 —
子会社	エスジェイ ジュエリー株式会社	所有 直接 100.0	債務保証 役員兼任	債務保証(注3)	3,393,151	—	—
子会社	榎仲庭時計店	所有 直接 100.0	資金の支援 役員兼任	貸倒引当金繰入額	36,020	長期貸付金 貸倒引当金	321,000 193,020
子会社	ナガホリ リテール株式会社	所有 直接 100.0	宝飾品等の販売 役員兼任	商品等の販売 (注1)(注2)	364,298	売掛金	87,897

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、交渉の上決定しております。

(注3) 債務保証は、銀行借入等に対し行ったものであります。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	759円36銭
1株当たり当期純利益	2円10銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。